

大阪広域水道企業団議会定例会の回数に関する条例をここに公布する。
平成23年7月25日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第29号

大阪広域水道企業団議会定例会の回数に関する条例
大阪広域水道企業団議会定例会は、年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日以後平成23年中における大阪広域水道企業団議会定例会は、1回とする。